

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第46回 自民党の改正草案検証（その4） 外交力なくして国防軍を持たせていいのか？

1. 改正草案の「国防軍」は、ナチスの国防軍を思い出す

改正草案では憲法9条の2で、「国防軍を保持する」としている。しかし、歴史を知るものなら、「国防軍」という言葉からは、ナチスの国防軍を思い出すはずであるし、現代ではイスラエルの軍隊が国防軍と称している。ナチスの国防軍は、まず周りの国を侵略することが国防の第一として運用された。イスラエルも同様だ。

本年7月、自民党の副総理麻生太郎の次のような発言が報道された。「気づいたら、ワイマール憲法がナチス憲法に変わっていた。誰も気づかないで変わった。あの手口に学んだらどうか」と。麻生は、自民党憲法改正推進本部の最高顧問である。憲法改正推進本部では、ナチスの政治行動が重要なモデルとして意識されているのである。

9条では、1項で「戦争の放棄」は維持したが、2項で、「自衛権の行使は、妨げるものではない」とした。この点は極めて重要なポイントである。人類の過去の戦争のほとんどで、「周りの国を攻撃することが最大の自衛」として、「自衛」の名で他国を侵略してきた。日中戦争も例外ではなかった。2項の規定の仕方では例外が広すぎて、原則と例外が逆転し、戦争放棄は風前の灯となってしまうであろう。

ところで、改正草案の国防軍は本格的な軍隊を想定している。9条の2、第5項では、「国防軍に審判所を置く」とある。これは、いわゆる軍法裁判所である「軍法会

議」を導入することを意味する。66条2項では、「内閣総理大臣及び全ての国務大臣は、現役の軍人であってはならない」とある。この規定は、国防省を設けることを前提に、国防大臣は予備役や退役軍人を想定しているのだろう。

25条の3では、「国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない」とする。これを読むと、「戦前の昭和史を知るものは、すぐ気付くはずである。」「在外国民の保護」は、繰り返し海外派兵の口実になった。これを規定する場合、何らかの制限をもうけないと極めて危険である。

第9章は、「緊急事態」の章であり、98条と99条は「緊急事態」について規定している。緊急事態とは戒厳令の宣言である。国防軍とセットでは、その濫用を危惧せざるを得ない。

2. 外交の弱いまま国防軍を持つことは危険だ！

日本は戦争で一度国を滅ぼした。それは、そんなに古いことではない。今から70～90年前の、昭和の最初の20年間である。その原因の第一は、外交に失敗したのである。どう失敗したかは、本稿で近々論じるつもりである。

ところが当時の外交の弱さを分析すると、今の時代と大して変わっていないことがわかる。外交が未熟なままで国防軍を持つのは極めて危険なことである。日本は国防軍などに頼るのでなく、外交力を世界レベルまで向上させること

が先決である。外交で最も重要なことは、相手は何を考えているか、どう出ているか、それを読んで、自己にとつて最も利益になる行動を選択することであるが、日本はそれが大の苦手である。

つまり、損か得かで動けず、その代わりに、自分の内輪の論理で、「こうあるべきだ」、「これが正しい」と決めつけて、相手との利害関係、相手がどう考えているか、どうでてくるかを考えることなく、内輪の論理、内輪の都合で決めてしまいい、それが全てとなってしまう。

そして、うまくいかなければ、「相手が悪い」といきり立つ。極めて情緒的だ。それどころか、自分の判断の失敗を認めず、失敗だったとして撤退することもできない。

日本と全く正反対の外交スタイルは、北朝鮮の瀬戸際外交である。脅しながら、相手の動きを監視し、監視する。そして最も効果的なところで、一歩引いて、より多くのものを得ようとする。自分が正しいと宣伝しても、それは駆け引きで、それを言いながら相手の出方を監視している。そこには、情緒はみじんも無く、利害の衝突の中で、如何に多くを得ようか、冷徹に虎視眈々と狙っている。この強い外交は、巨大な中国に隣接している、その圧力の中で独立を保ってきた、長い苦闘の歴史の中から生まれたものだろう。

これと対照的に、深刻な外交問題を経験してこなかった「和」の世界の日本は、内と外を峻別しタコツボ化する。相手の考えを読む

よりも、タコツボの中で、自分で勝手に決め込んで動いてしまう。自分が好きなことをしても、後は、母親が尻拭いしてくれることを期待している子供のようになり、先のことよりもよく考えずに、「内輪の論理」で自分勝手に動いてしまうのだ。まさに、「甘え」の世界である。そして、国を滅ぼした。

3. 尖閣問題は戦前と同じパターンの外交の失敗

2012年9月、野田首相は尖閣列島を国有化した。その後の中国の、領海侵犯を繰り返す厳しい対応は、全く予測していなかったようだ。相変わらず、相手の動きを読む力は極端に弱い。

外交には最も不向きな守旧派である石原慎太郎都知事(当時)は、「尖閣は日本のものだから、国有化すべきだ。国がそれをしないので、都で買い上げる」という論理で、それを実行しようとした。相手がどう動くかは念頭になく、「日本のものなのだから、当然ではないかとやかく言う方がおかしい」という「内輪の論理」である。

このように、幼児のように相手が悪いと喚いても、国際社会では「お母ちゃん」が出て来て、「あたしが、懲らしめてあげる」と言っていて、相手の頭をボカンと叩いてくれない。この石原流の幼児性が戦前の日本で繰り返され、列強の経済制裁を招き、最後は国を滅ぼした「自己満足的な外交」だ。

野田前首相は、外交能力ゼロ。ウラジオストクのAPECに出席の際、胡锦涛主席と廊下で立ち

話をして強く警告された。にもかかわらず、その2日後国有化を決定してしまつた。中国は政権交代期であり、権力が最も不安定な時期であった。その中で、「弱腰外交」などと批判されては致命傷となる。その後の中国の尖閣に対するきびしい実力行使は、当然予想すべきであった。

尖閣列島は日本が実行支配しているし、領土問題はないとのスタンスできているのだから、相手に揺さぶられるきっかけを作らず、実行支配の実績を積み上げるのが外交の鉄則である。

仮に、積極的に行動したければ、つけられない時期と方法で実行支配を高めることである。たとえば中国が動きにくい時期に、こっそりと気象観測機器を据え付けるとか、船着き場を整備するとか、気象観測員を定期的に派遣するなどをして、実行支配の実績を積み上げることだ。今回の失策で、今までの積み上げが、逆に半減してしまつた。

竹島は逆の立場である。韓国が先に実行支配を確保してしまい、それを積み上げた。日本は尖閣での中国と違い、その間揺さぶる努力を全くしないまま、もはや、覆さすことが不可能なまでに実効支配を強固にされている。外交の典型的な失敗例である。

4. 歴史観の情緒性は外交力の貧弱を示すもの

「自虐史観」と声高に叫ぶ連中が目につく。歴史は、冷静に分析して、そこから何を学ぶかが重要

である。「自虐」かどうかというような情緒で歴史を語り、さらに、都合の悪いことに目をつむり、無視し、あるいは無いことにして、都合のいいことだけを取り出して「誇り」を取り戻したと喜んでみても、それだけでは自己満足に過ぎない。

一般市民であれば、それでもいいであろうが、政治家はそうはいかない。自分の歴史観に自信があればそれを外国に理解させる努力をすべきだが、歴史を情緒で語るタイプの間は、論理が必要な外交力が特に弱いタイプで、出来ることは靖国に参拝することぐらいである。そのような者が国会議員の中にウヨウヨいるのが日本の悲劇だ。

5. 君が代と日ノ丸問題

全く別の問題がある。日本では、国旗や国歌を「侵略の象徴」として、生徒の前で、国旗掲揚や君が代斉唱時に起立をしないという教員がいる。その国には、栄光があれば屈辱もある。それをすべて受けて立つのが、国歌であり国旗である。それを、「侵略の象徴」と決め込んで、生徒の前で、わざわざ無視して起立しないというパフォーマンスを見せるのは、自分の矮小な世界観を示すだけである。

このような情緒的教員を支持する国会議員がかなりいるのも、外交力を貧弱にする。

6. 外交を基礎づける人脈が手薄

外交の基礎は民間レベルの国際

交流である。その中で、ことに重要なのは、大学が留学生を受け入れ、あるいは、学生を外に出すことである。これにより、互いの指導者階層に、厚い人脈を作ることが出来る。しかし、日本の大学はこの努力を徹底的に怠ってきた。

イギリスの教育情報誌タイム・ハイアー・エデュケーション・(time higher education) は毎年、留学の目安として大学のランク付けをしているが、日本の大学のランクは低い。2013年版では、上位百位のなかで、東大の23位、京大の52位があるのみである。日本の大学の国際性の無さがランクを下げているようだ。

その結果例えば、今の中国の指導層で、日本に留学し、日本を知っている者はほとんどいない。これでは尖閣の問題が起きて、解決すべき人脈がないのだ。



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA) 会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本フライムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。